

学校施設使用者の皆様へ

5月25日から学校施設でのスポーツ活動等を再開するにあたり、次の事項に御留意の上、使用されるようお願いいたします。

学校施設におけるスポーツ活動等の再開に関する留意事項

- (1) 各施設に消毒液を用意していますので、活動終了後（施設使用后）は、使用者が触れる部分（ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取手、テーブル、イス等）の消毒を行ってください。

※消毒液を拭き取るための布は、使用者で用意してください。

※消毒液を施設使用前に使用しても構いませんが、その場合でも施設使用後の消毒作業は必ず行ってください。

- (2) 使用前に参加者について、「参加者確認事項」により確認してください。

②に該当する項目がある方、③マスクが無い方については、自主的に参加を見合わせるよう要請してください。また、感染症対応に係る関係機関等からの情報提供要請等に対応できる体制を整えてください。

※個人情報の取扱いに注意してください。

※参加者確認事項は、各団体において最低でも1か月間は保管してください。

※参加確認事項は、別紙のとおりです。（必要に応じ項目を追加してください。）

「参加者確認事項」

・氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）

①使用当日の体温

②使用前2週間における以下の事項の有無

・平熱を超える発熱 ・咳、のどの痛みなど風邪の症状
・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難） ・味覚や嗅覚の異常

・体が重く感じる、疲れやすい等

・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触

・同居家族や身近な知人等で感染が疑われる方

・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触

③マスクの有無

- (3) 参加者が、施設使用后（活動後）2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、教育委員会教育総務課（電話 45-1866）に対し、速やかに連絡してください。

- (4) 教育委員会、学校及び公民館の指示、要請には必ず従ってください。

- (5) 学校施設の使用再開後においても、引き続き活動を自粛することを妨げるものではありません。
- (6) 保護者の判断等による個人的な参加自粛についても御配慮ください。
- (7) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行ってください。
※活動中も適宜、手洗いを実施してください。
- (8) 使用する器具、用具等は、可能な限り共用を避けてください。やむを得ず共用するものについては、こまめに消毒する等の対応を行ってください。
- (9) 屋内は、密閉空間とならないよう、必ず換気を行ってください。
- (10) 密集及び密接状態は、積極的に回避してください。
※ミーティング等においても三つの密を避けることや、会話時にマスクを着用することなどの感染対策に十分配慮してください。
- (11) 運動・スポーツをしていない間を含め、感染予防の観点から、なるべく周囲の人と距離を空けてください。(障害者の誘導や介助を行う場合を除く。)
※感染予防の観点から少なくとも2mの距離を空けることが適当とされています。
※激しい運動の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があります。
- (12) 他の使用者等との距離(できるだけ2m以上)を確保してください。(障害者の誘導や介助を行う場合を除く。)
- (13) 「走る」、「歩く」運動においては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一列に並ぶのではなく、並走する、又は斜め後方に位置取るよう留意してください。
- (14) マスクを持参し、着替え時等のスポーツを行っていないときや会話をするときにはマスクを着用してください。(運動やスポーツを行う上で支障がある場合を除き、できるだけマスクを着用してください。)
※マスク(特に外気を取り込みにくいN95など)を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意してください。
- (15) 大きな声での会話や応援等は避けてください。
- (16) タオルの共用は行わないでください。
- (17) 活動終了後は、速やかに解散してください。
- (18) 次の資料について、ホームページなどで御確認ください。
- ①社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(R2.5.14 スポーツ庁)
 - ②スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(R2.5.14 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)

③スポーツイベント開催・実施時の感染防止チェックリスト（R2.5.14 スポーツ庁）

※上記資料を含め、国や県等からの他の指針等に注意し、最新の指針等を基に対応してください。

※スポーツ少年団関係団体においては、上記のほか、県スポ少本部等からの通知に御留意ください。

(19) 今後の動向により、要請を変更する場合や再度使用を中止することがありますので、あらかじめ、御了承ください。